

鳥取県告示第345号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社米子木材市場

株式会社倉吉木材市場

石谷林業株式会社智頭支店

2 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで